MSD08A-500（DTN-X500用地図データ）

アップデートの前に
DTN－X500に登録しましたお客様の大切なデータは、必ず控えをお取り下さいます様お願い申し上げます。

注意事項
万一、登録されています個人登録情報内容が変化・消失してしまう事があっても、故障や障害の原因にかかわらず当社としては一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

・SDカードの使用上の注意
1. 分解・改造をしないでください。
2. 強い衝撃を与えたり、曲げたり、落としたり、水に濡らしたりしないでください。
3. SDカードの端子部を手や金属で触れないでください。
4. 以下のようなところには放置しないでください。
   ・高温になる車の中や直射日光にあたる場所、温度が高くなるところ。
   ・湿度の高いところやほこりが多いところ。
   ・腐食性ガスなどが発生するところ。
5. 誤った使用方法は、ナビゲーション本体やSDカードの誤動作、またはデータ破壊の原因となります。

お問合せ先
トライウインサポートセンター
電話番号　0570－030－100

収録地図データ
・2008年度版　インクリメントP社製データ収録

検索データ（件数）
・住所検索　約1，100万件
・電話番号検索　約800万件
・ジャンル　約16万件
・50音施設名　約16万件

住所の更新データ

都道府県	旧市町村名 名称	合併等の内容	合併、市・町制施行後の状況 名称
静岡県	島田市 榛原郡　川根町	編入合併	島田市
新潟県	村上市 岩船郡　荒川町 岩船郡　神林村 岩船郡　朝日村 岩船郡　山北町	新設(対等)合併	村上市
山口県	美祢市 美祢郡　美東町 美祢郡　秋芳町	新設(対等)合併	美祢市
愛知県	豊川市 宝飯郡　音羽町 宝飯郡　御津町	編入合併	豊川市
高知県	高知市 吾川郡　春野町	編入合併	高知市
鹿児島県	揖宿郡　頴娃町 川辺郡　知覧町 川辺郡　川辺町	新設(対等)合併/ 市制施行	南九州市
鹿児島県	熊毛郡　上屋久町 熊毛郡　屋久町	新設(対等)合併	熊毛郡　屋久島町
佐賀県	佐賀市 佐賀郡　川副町 佐賀郡　東与賀町 佐賀郡　久保田町	編入合併	佐賀市
静岡県	浜松市	政令市	浜松市 浜松市　中区 浜松市　南区 浜松市　東区 浜松市　浜北区 浜松市　西区 浜松市　北区 浜松市　天竜区
新潟県	新潟市	政令市	新潟市 新潟市　北区 新潟市　東区 新潟市　中央区 新潟市　江南区 新潟市　秋葉区 新潟市　南区 新潟市　西区 新潟市　西蒲区
宮崎県	延岡市 東臼杵郡　北川町	編入合併	延岡市
栃木県	宇都宮市 河内郡　上河内町 河内郡　河内町	編入合併	宇都宮市
京都府	相楽郡　山城町 相楽郡　木津町 相楽郡　加茂町	新設(対等)合併/ 市制施行	木津川市
神奈川県	相模原市 津久井郡　城山町 津久井郡　藤野町	編入合併	相模原市
埼玉県	熊谷市 大里郡　江南町	編入合併	熊谷市
福岡県	山門郡　瀬高町 山門郡　山川町 三池郡　高田町	新設(対等)合併/ 市制施行	みやま市
岡山県	岡山市 御津郡　建部町 赤磐郡　瀬戸町	編入合併	岡山市
福島県	安達郡　本宮町 安達郡　白沢村	新設(対等)合併	本宮市

新規高速道路一覧

路線名称	新規整備内容
秋田自動車道	延伸
中部横断自動車道	延伸
米子自動車道	延伸
山陰自動車道	延伸
旭川紋別自動車道	延伸
深川留萌自動車道	延伸
湯沢横手道路	延伸
三陸自動車道	延伸
圏央道（茨城区間）	延伸
圏央道（千葉区間）	新規追加
能越自動車道（高岡砺波道路）	延伸
新神戸トンネル	延伸
北近畿豊岡自動車道	延伸
南九州自動車道（鹿児島区間）	延伸
首都高速埼玉新都心線	延伸
広島高速1号線	延伸

IPN データ権利文言

地図データについて

・この地図の作成に当たっては、財団法人日本デジタル道路地図データベースを使用しました。
（測量法 第44条に基づく成果使用承認 06－041）[2007年9月発行データ使用]
・データベース作成時点の関連で、表示される情報が現状と異なる場合がありますのでご了承ください。
・いかなる形式においても著作権者に無断でこの地図の全部、または一部を複製し利用することを固く禁じます。

交通規制データについて

・本製品に使用している交通規制データは、道路交通法に基づき全国交通安全活動推進センターが作成した
交通規制番号図を用いて、（財）日本交通管理技術協会（TMT）が作成したものを使用しています。
TMT承認番号08－87
本製品に使用している交通規制データは、2007年4月リリースのKKD提供データをベースに2007年9月独自調査の結果を反映したものです。本データが現場の交通規制と違う場合は、現場の交通規制標識・表示等に従って下さい。
・本製品に使用している交通規制データの著作権は、（財）日本交通管理技術協会が有し、二次的著作物作成の
使用実施権をインクリメントP（株）が取得しています。本品に使用している交通規制データを無断で複写・複製・加工
または改変することができません。 ©2007TMT

注意事項

・この地図に使用している交通規制データは普通車両に適用されるもののみで、大型車両や二輪車等の規制は含まれておりません。あらかじめご了承ください。

©2007TMT
©2008（財団法人）日本デジタル道路地図協会
©2008 INCREMENT P CORP.

使用承諾契約書

重要ー以下の使用承諾契約書を注意してお読みください。
本使用承諾契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、DTNーX500用地図データ2008年リリース版 MSD08Aー500（以下、「本製品」といいます。）の地図データ、検索情報データその他コンテンツ情報データ等（以下、「本ソフト」といいます。）の使用権をお買い上げいただいたお客様（以下、「お客様」といいます。）とインクリメントP株式会社（以下、「弊社」といいます。）との間に締結される法的な契約書です。本ソフトをインストールまたは使用することによって、お客様は本契約書の条項に拘束されることに同意されたものとします。本契約書の条項に同意されない場合、弊社はお客様に本ソフトのインストールまたは使用のいずれも許諾できません。

1. 本ソフトの使用承諾
（1）本ソフトは、著作権法をはじめ、その他の産業財産権に関する法律および条約によって保護されています。本ソフトの著作権その他産業財産権は、弊社または弊社に権利を承諾した第三者に帰属します。
（2）弊社は、お客様が本ソフトを一時点において1台の本製品でのみ使用することができる非独占的な権利をお客様に許諾します。

2. 制限事項
（1）お客様は、本契約書に明記されている場合を除き、本ソフトの一部または全部をインストール、複製、使用または改変等することはできません。
（2）お客様は、本ソフトの一部でも複製、抽出、転記、改変、公衆送信すること、または同時に2台以上の本製品で同時に使用することはできません。
（3）お客様は、有償・無償を問わず、本ソフトの一部または全部を第三者に譲渡、再使用許諾、貸与等することはできません。
（4）お客様は、本ソフトに関し、本契約書において許諾された以外の使用をすることはできません。
（5）お客様は、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルその他これらに準ずる行為を行うことはできません。

3. 保証
法律上の請求原因の種類に問わず、弊社は、本契約書または本ソフトに含まれるマニュアル等の文書に明記されている場合を除き、本ソフトを現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で提供するものとします。本ソフトの正確性、完全性、有用性、特定の目的に対する適合性、応答の的確性、使用結果、権利侵害の不存在および過失の不存在について、明示または黙示、あるいは法律上のものであることを問わず、一切保証できません。

4. 免責
弊社は、本ソフトの使用もしくは使用不能により、お客様または第三者に生じた特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害またはその他の一切の損害（逸失利益、機密情報もしくはその他の情報の喪失、事業の中断、プライバシーの喪失、誠実または合理的な注意義務を含めた義務の不履行、人身損害またはその他の金銭的損害を含みますがこれらに限定されません。）に関して一切責任を負いません。

5. 責任の制限
本ソフトに関する弊社のお客様に対する損害賠償責任の範囲は、本ソフトの使用もしくは使用不能により、お客様に直接かつ生ずべき損害（弊社が予見し、または予見できた場合を含みます。）に限られるものとし、その賠償額は、本ソフトと同等の機能を有する弊社製品の標準的価格を限度とします。

6. 輸出規制
お客様は、すべての輸出入関連適用法令（関連する禁輸措置および制裁措置を含みます）を遵守することに同意されたものとします。

7. 契約の終了
（1）お客様が本契約のいずかかの条項の一つに違反した場合、弊社からの通知を要することなく、自動的に本契約は終了します。
（2）本契約が終了した場合には、お客様は自己が保存した本ソフト（本契約に違反して作成された複製物等を含みます。）の全てを消去するものとします。
（3）お客様は、理由の如何を問わず、本契約の終了について、弊社および弊社が使用許諾を受けている権利者に対して補償金その他如何なる目的での支払いも請求できないものとします。

8. 管轄裁判所
お客様と弊社との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

9. 準拠法
本契約は、日本国法に準拠するものとします。

10. 協議
本契約書に定めのない事項または本契約書の各条項の解釈について疑議が生じた場合は、お客様および弊社は、信義に従い誠意をもって協議し解決するものとします。

以上